



市営住宅家賃の減免判定の誤りによる過大徴収について

令和6年4月以降に決定した市営住宅家賃の減免判定に誤りがあり、一部の入居者に対して過大な額を請求していたことが判明しました（一部徴収済み）のでお知らせします。

1 経緯

令和7年4月23日に、広島県の県営住宅において「令和6年4月以降に家賃減免の申請をした一部の入居者に対し、減免判定の誤りにより、過大徴収していた。」との報道発表を受け、本市も同様の「家賃減免制度」を設けていることから、市営住宅の減免判定の状況を確認したところ、同様の判定誤りが生じていることが発覚しました。

2 影響

年度	件数	請求額(過大請求分)	備考
令和6年度	5世帯	120,291円	徴収済み
令和7年度	57世帯	141,600円 (R7.4月分家賃)	1年分の過大請求分※ 1,699,200円

※ 1年分の家賃を4月に一括して過大請求しているが、既に納付したかについては確認中

3 原因

市営住宅家賃の減免判定に用いる基準額（以下、「減免基準額」といいます。）は、生活保護法による保護の基準（以下、「生活保護基準」といいます。）を準用して算出しています。令和5年10月1日に生活保護基準の一部改正が行われ、生活扶助基準額を算出する際の係数が廃止されましたが、そのことについて把握できず、減免基準額を算出する際に反映していませんでした。

生活扶助基準額 算定式	
正	(第1類 × 通減率) + 第2類 + 特例加算 + 経過的加算
誤	(第1類 × 通減率 + 第2類) × <u>0.855</u> ※ + 特例加算 + 経過的加算

※ 生活保護基準の一部改正の際に係数は廃止された。

第1類… 食費等の個人的費用(年齢階級別に個人単位で定められた金額の世帯合計)

第2類… 光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に定められた金額)

4 対応状況

対象となる入居者の方々に対して、お詫びと説明を行い、改めて正しい減免後の家賃を通知します。また、徴収済みの入居者の方々に対しては、速やかに過大徴収分の返還手続きを行います。

5 再発防止策

- 本市の生活保護制度を所管する生活支援課から、制度改正がある際には、その都度、改正内容を共有する仕組みをルール化することで、最新の生活保護基準を市営住宅の家賃減免制度に反映します。
- 関係職員に対して、市営住宅の家賃制度に関する研修を行い、再発防止の徹底を図ります。